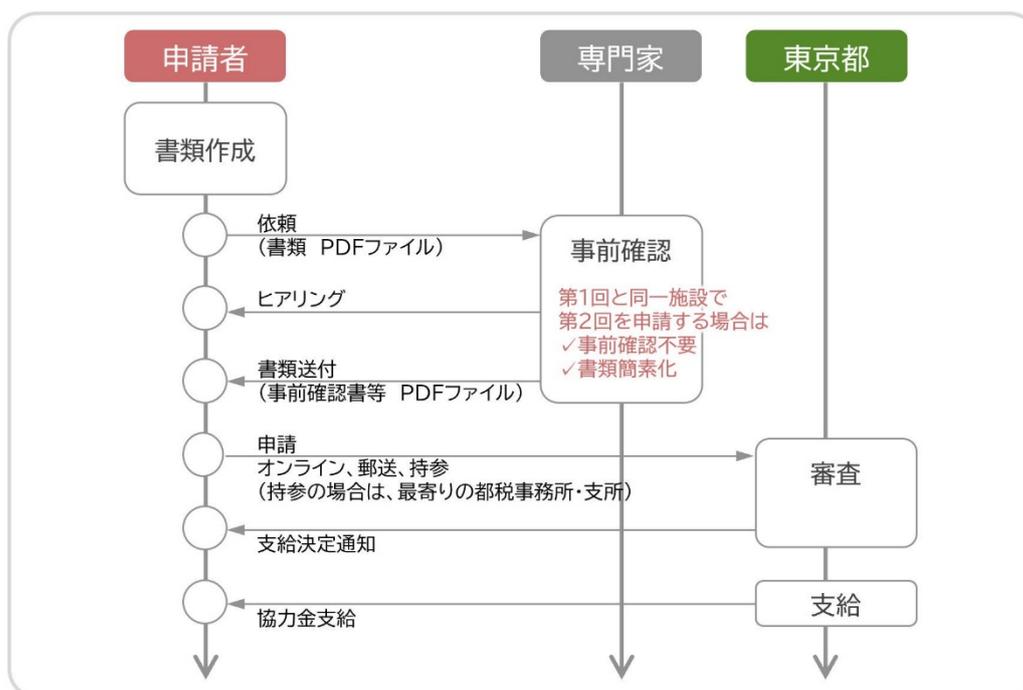


東京都感染拡大防止協力金第2回

■概要	新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力している、中小企業、個人事業主に、 申請に応じて、協力金が支給されます。	
■支給額	50万円(2事業所以上の場合、100万円)	
■申請要件	(1)休止要請、営業時間短縮協力依頼に対応している (2)対応期間は令和2年5月7日～5月25日 (対象施設を確認する必要があります)	
■申請方法	受付期間	令和2年6月17日(水)～7月17日(金)
	受付方法	インターネット、郵送、持参
<提出書類の簡素化> 第1回の支給決定通知に記載の「申込番号」をお持ちで、かつ、申請する店舗・施設が第1回と同じ方は、提出書類が簡素化されます。		

手続き

■手続きの流れを確認しましょう。



当事務所も感染拡大防止協力金の専門家による事前確認に協力しています。
ご依頼は無料です。書類作成のご相談にも対応致します。

申請要件

■ 申請できるか、確認してみましょう。

		YES	NO	
1	事業概要	事業所は東京都内にあります。	✓	
		中小企業または個人事業主です。	✓	
		大企業は実質的に経営に参画していません。	✓	
2	施設の運営状況	緊急事態措置を実施する前(令和2年5月6日以前)から運営しています。	✓	
		運営している施設は、対象施設一覧(※)に掲載されています。	✓	
		対象施設に必要な許認可を取得しています。	✓	
3	休業協力	東京都の要請に応じた休業等を行っています。	✓	
4	暴力団との関係	申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。	✓	
		申請事業者の経営には、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が事実上参画していません。	✓	

すべてYESなら、申請できます！

※対象施設一覧 <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

申請書類

■ 申請書類は次の通り。

			✓
①	東京都感染拡大防止協力金申請書 兼事前確認書(別紙1※)		
②	誓約書(別紙2※)		
3	緊急事態措置以前に営業していた ことがわかる書類	(1)緊急事態措置以前に営業していたことを証明する書類 例:令和元年の確定申告書の控え	
		(2)必要な営業許可等を全て取得していることを証明する書類	
		(3)本人確認書類	
④	休業等の状況がわかる書類	例:休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール 等	
5	支払金口座振替依頼書(別紙3※)		

第1回と同一施設で第2回を申請する場合は1、2、4のみ

森田晃仁行政書士事務所

※印の帳票は、東京都のホームページから入手できます。

<https://www.tokyo-kyugyo.com/#link02>

実際に書類を揃える際は、東京都のホームページの「申請受付要綱」の正確な情報を参照しましょう。

https://kyugyo.metro.tokyo.lg.jp/dai2kai/downloads/dai2kai_guidelines.pdf

第2回は、申請書類の簡素化という特例措置があります。第1回で申請し、支給決定通知に記載の「申込番号」をお持ちで、かつ、申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、提出書類が1、2、4のみ、となります。

新型コロナウイルス感染症の混乱から社会が1日も早く復旧することを願っています。